

高 山 市 新 ご み 処 理 施 設  
基 本 設 計 提 言

令和3年8月

高 山 市 ご み 処 理 施 設 建 設 検 討 委 員 会

## はじめに

### 1. 本提言の目的

本提言の目的は、三福寺町にある資源リサイクルセンターの焼却施設の東側に新たに建設されるごみ処理施設の基本的な整備方針として、次の項目について明らかにすることです。

(重要項目)

- ①施設規模に関する事
- ②焼却方式に関する事
- ③排ガス自主規制値及び煙突高に関する事

(意見聴取項目)

- ④エネルギー利用方針に関する事
- ⑤環境学習に関する事
- ⑥防災機能に関する事
- ⑦建築意匠に関する事
- ⑧施設運営に関する事

### 2. 新施設建設に至る背景

資源リサイクルセンターの焼却施設は、昭和61年に建設され、既に供用を開始してから35年が経過し、施設全体の老朽化が進行しています。ごみ処理施設は、市民生活に欠くことのできない都市施設であり、今後も継続して安全で適正なごみ処理を行うため、最新の設備を導入した施設の整備を行うことが必要不可欠となっています。

### 3. 高山市ごみ処理施設建設検討委員会の設置

こうした背景を踏まえ、新ごみ処理施設の建設に係る基本設計の策定に、広く関係者等の意見を取り入れるため、学識経験者、自然環境等に関する有識者、住民の代表、ごみ排出者の代表等で組織する検討委員会を令和2年8月に設置し、約1年間に亘り検討を進めてきました。

### 4. 計画検討の姿勢

新ごみ処理施設の検討にあたり、「安全・安心」な施設であることは大前提であり、その上で、新施設建設の受入に際し、苦渋の決断をされた地元住民への最大限の配慮をすること、持続可能な循環型社会の構築による環境保全及び国際観光都市飛騨高山として自然や伝統文化と調和した美しいまちづくりに寄与することの3つを、計画の検討を進める上での基本姿勢としました。

# 基本設計提言

## 本提言の構成

- 本提言は、高山市新ごみ処理施設の基本設計の策定に、広く関係者等の意見を取り入れるため、学識経験者、自然環境等に関する有識者、住民の代表、ごみ排出者の代表等で組織する「高山市ごみ処理施設建設検討委員会」（令和2年8月から令和3年8月まで、約一年間8回にわたって開催）の検討結果をまとめたものです。
- 高山市新ごみ処理施設建設は本市の重要課題の一つであり、当委員会での議論の内容を、全市民が理解し、共有していただけることを重視し、結論の核心となるところを、出来るだけ分かり易く簡潔に表現することを心がけました。
- 議論の過程を重視し、その結論に至った「検討の経過」を項目ごとに記載しています。また、検討・判断の材料となった参考資料を明らかにするため、「資料編」を用意しました。

## 読み方

- 現施設とは「資源リサイクルセンター」を、新施設とは「高山市新ごみ処理施設」を表すものとしています。

## < 目 次 > (本編)

### (重要項目)

- 1. 施設規模に関する事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 焼却方式に関する事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. 排ガス自主規制値及び煙突高に関する事 ・・・・・・・・・・・・ 6

### (意見聴取項目)

- 4. エネルギー利用方針に関する事 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5. 環境学習に関する事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6. 防災機能に関する事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 7. 建築意匠に関する事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 8. 施設運営に関する事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

### 本文資料

- (1) 高山市ごみ処理施設建設検討委員会設置条例 ・・・・・・・・ 13
- (2) 高山市ごみ処理施設建設検討委員会委員名簿 ・・・・・・・・ 15
- (3) 高山市ごみ処理施設建設検討委員会開催結果 ・・・・・・・・ 16

## 1. 施設規模に関すること

・施設1日あたりのごみ焼却能力は、95トン（47.5トン×2炉）とする。

### 検討の経過

施設規模を決定する上で基礎となる新施設の稼働年度（令和8年度）における人口推計、ごみ発生量の予測、ごみ減量化目標について議論を行った。

稼働年度における本市の人口を高山市人口ビジョン（令和2年改訂）により推計すると、82,395人となり平成31年度実績値の87,740人から5,345人減少する結果となった。過去10年間の高山市清掃概要の統計から稼働年度におけるごみ焼却量を予測すると24,650トンとなり、平成31年度実績値の24,404トンと比較すると人口が減少するにも関わらず、ごみ焼却量は増加傾向にあることが予測されるため、ごみ減量化の目標値を下記のとおり設定し、目標値を踏まえて稼働年度におけるごみ焼却量を22,885トン（1日あたり約63トン）に決定した。

その他考慮すべき事項として、ごみ量の季節変動や点検整備などによる焼却炉の適正な稼働を確保するため2炉構成とし、ごみピットの容量を十分に確保することとする。

また、国の廃棄物処理施設整備計画において、大規模災害発生時においても一定期間で廃棄物の処理が完了できるよう焼却施設の規模に一定程度の余裕を持たせることが推奨されていることから、本市の場合は、下記のとおり想定する施設規模に対して10%の余力分を見込むこととし、1日あたり焼却能力を95トンとすることを確認した。

### 【減量化目標】

指 標		減量化目標（令和8年度目標値）	備 考
家庭系ごみ	可燃ごみ	11%減（12,740トン）	※稼働年度（令和8年度）ごみ量予測値に対して
	その他搬入分	15%減（2,094トン）	
事業系ごみ	一般廃棄物	5%減（9,567トン）	

### 【計算式】

○稼働率を考慮した規模

施設規模(t/日) = 計画年間日平均処理量(63t/日) ÷ 実稼働率 (280日/365日 ≒ 0.767)

÷ 調整稼働率 (0.96) = 63t/日 ÷ 0.767 ÷ 0.96 = 86t/日

○災害廃棄物の処理を考慮した規模(10%)

施設規模(t/日) = 86t/日 × 1.1 = 95t/日 (24時間連続運転)

### その他施設規模に関連して検討すべき事項

- ・ごみ減量化目標を確実に達成するため、ごみ減量化を推進する組織を設置し、市民と共にごみ減量化を積極的に推進すること。
- ・ごみピット容量を少なくとも7日分以上貯留できるものにする。
- ・将来のごみ量の減少及びごみ質の変化に対応できるように、設計段階でごみ質設定等を十分に検討すること。

…資料編P1

## 2. 焼却方式に関すること

- ・ストーカ方式とする。

### 検討の経過

ごみ焼却方式の選定にあたり、直近5年間の全国の建設実績から下記のとおり4つの焼却方式を選定対象として抽出した。最初に一次選定として、焼却炉方式と熔融炉方式について比較検討を行った。

熔融炉方式は、焼却灰などの焼却残渣が残らない点で有利ではあるが、生成された熔融スラグ※の引き取り先の確保が困難であることや、焼却炉と比較して高い燃焼温度を維持するために助燃材を要することから、環境面でも二酸化炭素の排出量が多くエネルギーの回収率も低くなるため、焼却炉方式を採用することとした。

二次選定として、焼却炉方式のうちストーカ方式と流動床方式について比較検討を行った。流動床方式の特徴としては、ごみを短時間で瞬時に乾燥し、燃焼させるため、下水道汚泥のような含水率の高いごみを燃焼させることに適しているが、投入するごみの質や量により炉内温度が変動しやすいとされている。ストーカ方式の特徴としては、比較的緩やかにごみを燃焼させる方式であり、様々なごみ質に対して安定的な燃焼を確保できることから、操作性に優れており、全国的にも高い導入実績を有し、技術的にも信頼性が高いとしている。

本市は観光都市であり、多様な廃棄物が発生し、ごみ質やごみ量の季節変動があること、現施設の焼却炉と同様の方式であること、下水道汚泥の混焼を実施しないこと、全国的な導入実績が多いことなどを踏まえて、ストーカ方式を選定することとした。

※熔融スラグ：舗装材、コンクリート製品などに利用可能であるが、近年品質の安定性や強度の均一性などの問題で引き取り先を探すことが困難となっている。

### 【ごみ焼却技術の種類と分類】

種類	分類	方式
熔融なし	焼却炉方式	ストーカ方式
		流動床方式
熔融あり	ガス化熔融炉方式	シャフト炉方式
		流動床方式

### 3. 排ガス自主規制値及び煙突高に関すること

・排ガス自主規制値は、国内トップクラスの規制値を採用する。

項目	ばいじん	硫黄酸化物	塩化水素	窒素酸化物	ダイオキシン類	水銀
単位	g/m <sup>3</sup> N	ppm	ppm	ppm	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	μg/m <sup>3</sup> N
高山市新施設 自主規制値	0.005	8	8	20	0.008	30

#### 検討の経過

排ガス自主規制値については、建設予定地周辺の地元町内会に対して、国内トップクラスの規制値を採用することを市が約束し、武蔵野クリーンセンター（東京都武蔵野市）の規制値を参考とすることとしている前提で、全国の自治体所管の施設のうち、近隣、同規模、同焼却方式の自主規制値の状況を調査し、検討を行った。

当初、無触媒脱硝方式による排ガス自主規制値（A案）の提案があったが、委員からは国内の技術において実現可能な排ガス自主規制値の限界値やそのコスト（建設費用・維持管理費）を調査し、再度検討すべきとの意見があったため、焼却規模や焼却方式に関わらず、検討時点において全ての項目で国内トップの規制値を調査し、新施設において技術的に設定可能な数値であるかどうかをプラントメーカー数社にヒアリングを行った後、排ガス自主規制値（B案）の提案を得て、再検討を行った。

国内トップの排ガス自主規制値（B案）の設定には、前段の無触媒脱硝設備に加えて、触媒脱硝設備の導入が必須であり、同設備の導入により、若干のエネルギー効率の低下やコストの増加が見込まれるが、地元住民の安心を得るために見合うコストであるとの全員一致の見解で、国内トップの排ガス自主規制値（B案）を採用することとした。

#### 【排ガス自主規制値比較】

項目	ばいじん	硫黄酸化物 (SOx)	塩化水素 (HCL)	窒素酸化物 (Nox)	ダイオキシン類 (DXNs)	水銀 (Hg)
単位	g/m <sup>3</sup> N	ppm (K値)	ppm	ppm	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	μg/m <sup>3</sup> N
法規制値	0.15	約3,000 (17.5)	430	250	5	30
自主規制値 (A案)	0.01	10 (約0.1)	10	50	0.04	30
自主規制値 (B案)	0.005	8 (約0.1)	8	20	0.008	30

#### その他排ガス自主規制値に関連して検討すべき事項

・排ガス自主規制値の遵守をはじめとする施設の適正稼働について、十分な人員配置と運営経費を確保すること。

・煙突高は、59m（煙突天端標高を680m）とする。

#### 検討の経過

煙突高の検討にあたっては、地元町内会からの要望を踏まえ、煙突高の違いに応じた周辺地域への影響、関係法令（航空法、建築基準法など）への対応、構造的性、景観への影響について比較検討を行った。

市が本委員会に平行して実施している環境影響分析調査により、各煙突高（40m、59m、80m、100m）に応じて、周辺地域への影響を計算した結果、国内トップクラスの厳しい排ガス自主規制値を設定したことにより、それぞれの高さにおいて、項目ごとに法で定める環境基準値に対して極めて低い値となることを確認した。

委員からは、排ガス自主規制値を厳しくすることで、煙突を高くする効果と同等の効果が得られるため、煙突は低くても良いのではという意見もあったが、地元町内会から、煙突天端標高を680m以上（煙突高59m以上：武蔵野クリーンセンターを参考）にするべきとのご要望をいただいていることや、煙突イメージのフォトモンタージュにより、59mの煙突高が周辺環境に与える影響が少ないとされたことなどを総合的に判断した結果、煙突高は59mが適切であるとした。

#### その他煙突高に関連して検討すべき事項

・建築意匠において、煙突が周辺と調和する工夫を検討すること。

#### 4. エネルギー利用方針に関すること

・焼却に伴い発生する熱エネルギーの有効利用等、脱炭素社会に向けた施設整備を行うものとする。

##### 検討の経過

近年、ごみ焼却施設に求められる役割として、地球規模ではパリ協定による温室効果ガス排出削減やSDGs（持続可能な開発目標）への取り組みが進められる中、国では「ごみ処理基本計画策定指針」等により地域における廃棄物エネルギーの利活用を促進することで、循環型社会や脱炭素型社会に寄与する施設の建設が求められていることを確認した。

その上で、全国の焼却施設におけるごみの焼却熱の利用事例を調査するとともに、電力会社への売電の可能性についての専門家の意見等を踏まえて、新施設におけるエネルギー利用について意見聴取を行った。

熱エネルギーを有効利用するために、発電により得られた電力は、ごみ処理施設内で優先的に使用し、余剰分をEVパッカー車の導入や蓄電池（ピークカット、防災対策）に使用するという利用案について、エネルギー収支を踏まえて確認した。

なお、本市では、電力会社の送電線容量に空きがない状況であり、現時点で系統連系による売電は困難であることを確認した。

##### その他エネルギー利用方針に関連して検討すべき事項

- ・ごみの焼却熱の利用に限らず、太陽光パネルの設置など他の新エネルギーの導入も検討すること。
- ・プラスチックごみのリサイクルが増加していくと想定されるため、発電用タービンの導入にあたり、ごみに含まれるプラスチックの減少による熱量の低下を考慮すること。
- ・発電を行う場合、熱利用するよりもエネルギー効率が低下するので、ロードヒーティングなど直接熱利用できる方法を検討すること。
- ・国や電力会社に対して、系統連系を引き続き要望し続けることで、将来的に電力会社への売電等が実現できる可能性を残しておくこと。

## 5. 環境学習に関すること

・本市のごみ処理の仕組みや歴史などを知ることができるとともに、環境教育の先進施設として、ごみの減量化をはじめとした3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組み、再生可能エネルギー、脱炭素の取り組み、周辺自然環境の魅力などを見るだけでなく、体験したり、考えたりできる総合的な学習機能を有する施設とする。

### 検討の経過

全国各地の事例を調査し、近年、ごみ処理施設は、ごみ処理機能を説明するだけでなく、環境教育の場としても活用されていることを確認した。

本委員会では、予め事務局で先進施設として視察を行った武蔵野クリーンセンターの事例をはじめとした全国各地のごみ処理施設の環境学習機能を参考に「市民に開かれた施設であること」や「見る」・「触れる」・「考える」・「実践」の4つの柱を意識しながら新施設における環境学習機能のあり方について、各委員に対して意見を求めた。

新施設の環境学習機能の視点として、「施設見学」、「3Rの啓発」、「脱炭素」、「体験学習」、「自然回復」、「交流」、「歴史」と項目を整理し、新施設に有すべき環境学習機能について確認した。

### その他環境学習に関連して検討すべき事項

- ・市街地に近いごみ処理施設であることから、環境学習機能を効果的に活用し、多くの人に利用していただける施設とすること。
- ・家族連れや様々な年代の方が、楽しみながら学習できるような仕組みを検討すること。
- ・ごみ処理に関することのみならず、SDGsや地球温暖化ガス排出削減、再生可能エネルギーなどの取り組みについても学習できる仕組みを検討すること。

## 6. 防災機能に関すること

・市民のライフラインの一翼を担う施設として、地震などの大規模災害に対して、十分な防災機能を確保することとする。耐震性の確保など施設の強靱化に加え、エネルギー自給が可能な施設として整備し、災害発生時は地域住民の避難できる場としての機能も有することとする。

### 検討の経過

国により示されている「廃棄物処理施設整備計画」において、ごみ処理施設は、地震や水害等によって稼働不能とならないように施設の耐震化、地盤改良、浸水対策を推進し、市民のライフラインを支える施設としての強靱性を確保すること、特に焼却施設については大規模災害時にも稼働を継続することにより、地域の防災拠点として自立分散型の電力供給や熱供給の役割を求められていることを確認した。

防災拠点となる新施設の設計基準としては、「官庁施設の総合耐震計画基準」を採用し、下記のとおり震度7相当に耐えられる耐震設計を行うこととする。併せて、焼却施設の起動電力を確保するため、非常用発電機の設置や排ガス処理に必要な薬品の備蓄などを行うこととする。

地域の防災拠点としての活用について、新施設は高い耐震性能を有するほか、高台に位置し豪雨災害時でも活用できるため、防災備蓄倉庫や地元住民が避難できる場としての機能を有することとする。

### 【新施設で採用する設計基準】

項目	設定値	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて、機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

### その他防災機能に関連して検討すべき事項

・大規模な地震動で倒壊・崩壊しない十分な耐震性能を確保すること。

## 7. 建築意匠に関すること

- ・各種関係条例や計画に基づき、周辺景観との調和やユニバーサルデザインなどについて、十分に配慮したデザインとする。

### 検討の経過

建築意匠の検討にあたり、前提となる各種関係条例や計画について情報共有を行い、外部意匠に関しては「高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」及び「高山市景観計画」に基づき、周辺景観との調和を図るため、建物の高さやマンセル値による色彩の規制について確認した。内部意匠については、そこで働く職員の業務効率が良く、快適に過ごせることはもちろんであるが、「高山市誰にもやさしいまちづくり条例」に基づき、身体に障がいを持つ方やご年配の方、子どもなど全ての方が安全で快適に見学等ができる環境を確保することを確認した。

### その他建築意匠に関連して検討すべき事項

- ・飛騨高山は、木工の技術をアピールしているまちであり、木のイメージを取り入れた内部意匠を検討すること。
- ・里山景観との調和を図り、緑化を取り入れることを検討すること。
- ・外部意匠、内部意匠ともに清潔なイメージとなるよう検討すること。
- ・ごみ処理施設のマイナスイメージを一新するような建築意匠を検討すること。
- ・建築意匠の検討にあたっては、維持管理費用の低減にも十分に配慮すること。

## 8. 施設運営に関すること

・施設利用者の安全確保やスムーズなごみの搬入を促すよう、わかりやすいゾーニング及び動線を設定する。

### 検討の経過

動線の検討にあたり、現施設の利用に関する課題の整理を行った。現施設においては、計量器が1台しかないことや同設備が市道に比較的近いレイアウトとなっており、繁忙期においては、市道に順番待ちの車両が溢れるような状況となっている。また、場内には、有料でごみを持ち込む以外に資源ごみとして無料でごみを回収する拠点集積所も設置されており、計量が必要な利用者と計量が不要な利用者など、搬入されるごみの種別によって利用者の動線が複雑化しており、初めて施設を利用する方にとって搬入方法がわかりにくいといった点や車両動線が交差するなど利用者の安全確保が課題となっている。

また、新施設は環境学習施設としての機能も有しており、単にごみを搬入する方以外の利用も想定しているため、今まで以上に利用者の安全確保への対策が求められていることを確認した。

本委員会では、現施設の焼却施設を解体した跡地の活用を想定し、施設内を有料ゾーン、無料ゾーン、埋立ゾーンと区分し、利用者動線を整理することや、計量器を2台設置して搬入時と搬出時の計量をそれぞれ別々に実施することで、利用者に安全且つわかりやすい動線を確保するとともに、繁忙期でも搬入車両がスムーズに流れるような対策案を確認した。

### その他施設運営に関連して検討すべき事項

- ・施設内のみならず、埋立処分地への見学者動線の安全確保も検討すること。
- ・ごみの搬入をする市民は無料ごみと有料ごみの両方を持ってくる場合が多いと思われるので、十分な交通事故防止対策を実施すること。
- ・搬入時の計量待ちの渋滞を減少させる方法として、ごみ収集車専用の計量器の設置を検討すること。
- ・現施設を運営しながら新施設を建設し、施設全体を整備していくことから、長期に亘る工事期間中の安全対策等に十分配慮すること。

## 高山市ごみ処理施設建設検討委員会設置条例

### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、高山市ごみ処理施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) ごみ処理施設の建設に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会において必要があると認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、有識者、各種団体を代表する者及び公募により選出された者を、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による検討が完了したと市長が認めたときまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員のうちから互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に専門知識を有する者その他委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (部会)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 第5条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「市長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。
- 4 部会長は、会議の経過及び結果を委員会に報告する。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境政策部において行う。

### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第4条に規定する任期の終了の日以後、規則で定める日をもって、

その効力を失う。

(高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員から固定資産評価 審査委員会委員までに係る部分 (略)		高山市職 員の旅費 に関する 条例(昭和 37年高 山市条例 第21号。 以下「旅費 条例」とい う。)に規 定する市 長等の旅 費額に相 当する額	教育委員会委員から固定資産評価 審査委員会委員までに係る部分 (略)		高山市職 員の旅費 に関する 条例(昭和 37年高 山市条例 第21号。 以下「旅費 条例」とい う。)に規 定する市 長等の旅 費額に相 当する額
公務災害補償等認 定委員会委員～ふ れあい会館運営委 員会委員 (略) 災害弔慰金等支給 審査委員会委員	日額 9,100円		公務災害補償等認 定委員会委員～ふ れあい会館運営委 員会委員 (略) 災害弔慰金等支給 審査委員会委員 <u>ごみ処理施設建設 検討委員会委員</u>	日額 9,100円	
新火葬場建設検討 委員会委員～水源 地域保全審議会委 員 (略)			新火葬場建設検討 委員会委員～水源 地域保全審議会委 員 (略)		
行政不服審査審理員の項・スポ ーツ推進委員の項 (略)			行政不服審査審理員の項・スポ ーツ推進委員の項 (略)		
鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）から 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員 及びこれらの者に準ずる者までに係る部分 (略)			鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）から 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員 及びこれらの者に準ずる者までに係る部分 (略)		

## 高山市ごみ処理施設建設検討委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

NO.	所 属	氏 名	備 考
1	岐阜大学 工学部化学・生命工学科 教授	神原 信志	委員長・技術顧問
2	名古屋大学大学院 工学研究科機械システム工学専攻 准教授	義家 亮	技術顧問
3	高山市環境審議会	大森 清孝	
4	岐阜県建築士事務所協会飛騨支部	仲 康信	
5	美しい景観と潤いのあるまちづくり審議会	伊藤 麻子	
6	自然エネルギーによるまちづくり検討委員会	井上 博成	
7	三福寺町町内会	千嶋 邦彦	
8	下三福寺町町内会	向田 照子	
9	有斐ヶ丘町町内会	濱口 崇欽	
10	東山台町町内会	井上 英司	
11	高山市町内会連絡協議会	川原 正巳	副委員長
12	久々野まちづくり運営委員会	山崎 達男	
13	市民公募委員	前田 正弘	
14	市民公募委員	福田 仁重	
15	飛騨高山旅館ホテル協同組合	村井 智子	
16	高山商工会議所	溝際 清太郎	
17	岐阜県環境整備事業協同組合飛騨支部	大村 貴之	
18	高山市快適環境づくり市民会議推進委員会	村上 千恵	

## 高山市ごみ処理施設建設検討委員会開催結果

### 第1回建設検討委員会（令和2年8月5日開催）

- ・委員長、副委員長の選任
- ・今後のスケジュール
- ・高山市のごみ処理の現状について

### 第2回建設検討委員会（令和2年10月2日開催）

- ・施設規模の検討について
- ・焼却方式の検討について

### 第3回建設検討委員会（令和2年11月6日開催）

- ・施設規模について
- ・焼却方式について

### 第4回建設検討委員会（令和2年12月11日開催）

- ・排ガス自主規制値及び煙突高について

### 第5回建設検討委員会（令和3年3月26日開催）

- ・排ガス自主規制値及び煙突高について

### 第6回建設検討委員会（令和3年5月12日開催）

- ・エネルギー活用について
- ・環境学習について

### 第7回建設検討委員会（令和3年6月30日開催）

- ・建築意匠について
- ・防災機能について
- ・施設運営について

### 第8回建設検討委員会（令和3年8月18日開催）

- ・全体総括
- ・市への提案書の確認

以上

高山市ごみ処理施設基本設計  
提言書

令和3年8月

高山市ごみ処理施設建設検討委員会